

下水道事業受益者負担金について

受益者負担金制度

公共下水道が整備された地域は、生活廃水、トイレの汚物を下水道に流すことにより、『力』や『ハエ』の発生や悪臭が少なくなります。

このように生活環境が非常によくなることは、結果的には土地の利便性が増すという利益を受けることとなります。

しかし、道路や公園などの誰もがいつでも利用できる施設と違い、その利益を受けるのは公共下水道が整備された区域内の土地所有者や賃借権・地上権などの権利をお持ちの方に限られています。

その公共下水道の整備に一般の公費（税金）のみを投入することは、下水道を利用できない人にも負担をかけ、公平を欠くこととなります。

そこで、公共下水道を利用できるようになった区域内の方に、地方自治法第224条に基づく「羽幌町公共下水道事業受益者負担金条例」により、建設費の一部を負担していただくのが『受益者負担金制度』です。

負担金を納めていただく方（受益者）

受益者負担金を納めていただく方を『受益者』といいます。受益者となられる方は、公共下水道が整備され、賦課対象区域として公告された（受益者負担金を負担していただく区域としてお知らせした）区域内の土地又は家屋の所有者です。

土地と家屋の所有者が異なる場合は、双方でお話し合いの上、受益者を決めていただきます。（借家人は、受益者にはなりません。）

負担金の額

負担金の額は、土地の面積によって違います。

1m²あたり **200円**です

納付年数	年回数	合計納付回数
5年	年4回	20回

負担金前納報奨金制度

各年度中に、次年度以降の負担金を前納していただいた方には、次年度以降の総額の10%を前納報奨金としてお支払いします。

たとえば

負担金が100,000円の場合

納付例	負担金額	報償金の計算方法
1年目	20,000円	10万円納付→2年目以降の8万円の10%、8,000円
2年目	20,000円	8万円納付→3年目以降の6万円の10%、6,000円
3年目	20,000円	6万円納付→4年目以降の4万円の10%、4,000円
4年目	20,000円	4万円納付→5年目以降の2万円の10%、2,000円
5年目	20,000円	なし
合計	100,000円	

負担金の減免

負担金制度には次のような場合、減免の対象となることがあります。

- ①土地が道路や公園などの公共的なものに使用されている場合。
- ②生活保護法による公の援助を受けている受益者、並びにこれに準ずる特別の事情があると認められた受益者。
- ③その他学校法人、福祉法人、宗教法人など。

問い合わせ先

●受益者負担金についての問い合わせ …… 上下水道課下水道係